

【企業向け】働き方改革対応セミナー

来年4月からスタート

準備できてますか？ 同一労働同一賃金への対策

2021年4月1日からいよいよ中小企業も「同一労働同一賃金」の対応が求められます。その準備には、全従業員の賃金や各種手当の見直しをする必要があることから相当の時間を要しますので、早い時期から検討を進め、具体的な対応を行うことが大切です。セミナーでは、同一労働同一賃金への対応を行うためにおさえておくべき基礎知識や判例で同一労働同一賃金について理解を深め、対応するための手順を説明します。

【日 時】 令和2年 **11月26日(木)**
13:30～15:30 (受付13時～)

受講無料

【場 所】 グッジョブセンターおきなわ 研修室
〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 那覇バスターミナル6階

【定 員】 8名 (申込先着順に締切ります)

【対 象】 事業主、人事・総務担当者

【講 師】 平田 勇次 氏
(社会保険労務士)
おもろ社労士事務所代表



～プロフィール～ 2014年豊見城市に「おもろ社会保険労務士事務所」を開設。労働・社会保険に関する手続きや就業規則・各種規程の作成、助成金申請、障害年金申請手続、労働基準監督署の是正勧告の対応、企業の人事労務全般に携わる。また、メンタルヘルス、パワハラ・セクハラ、働き方改革や助成金などのセミナーも行っている。

【セミナー内容】

1. 同一労働同一賃金
おさえておきたい基礎知識
待遇差を説明するポイント
2. 判例で理解する
最高裁判例から見る対応
3. 自社での対応の進め方
まず、どこから始めるか
厚生労働省対応マニュアルの解説
4. 質疑応答

※お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては中止となる場合もございます。ご理解とご了承賜りますようお願いいたします。

【申込み・お問合せ先】

事業主向け雇用支援事業 事務局
(グッジョブ相談ステーション)

TEL:098-941-2044 (担当:安里、矢幡)
メール: info@goodjob-station.okinawa

●お申込み方法：お電話、メール、FAX (下記申込欄をご記入の上) にてお申込みください。

FAX 申込書

グッジョブ相談ステーション行

FAX: 098-917-2080

企業名:

参加者名:
(代表者)

参加人数: 名

電話番号: